

ロングドリーム GOLD

ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)
〈指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(有配当2015)〉

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご覧ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「 ご契約のしおり—**一定款・約款**」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客さまへ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客さまの契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。
- 今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客さまとの取引が、当金融機関におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。



引受保険会社
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

TP

(生19-832,金融法人管理G) BK-LG21R

募集代理店

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
(契約概要／
注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



**この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

2

ご契約例（指定通貨が豪ドルの場合）

積立金額・解約払戻金額・死亡保険金額はご契約時の積立利率により異なります。現在の積立利率は、「例表または提案書」をご確認ください。

積立利率 **2.5%** の場合

【指定通貨】豪ドル 【基本保険金額】10.0万豪ドル
【円入金特約レート】1豪ドル=100円 【円払込金額】1,000万円
【契約年齢】15歳～75歳まで

経過 年数	積立金額 市場金利調整率が ゼロの場合の解約 払戻金額	解約払戻金額 ① 解約時の 積立利率の 変動幅が 0% の場合	解約払戻金額 ① の場合							解約払戻金額 ② 解約時の 積立利率の 変動幅が +1% の場合	解約払戻金額 ③ 解約時の 積立利率の 変動幅が -1% の場合	
			円換算額 為替レート(1豪ドルあたり)が以下の場合					損益分岐 為替 レート	死亡 保険金額			
			80円	90円	100円	110円	120円					
	万豪ドル単位	万豪ドル単位	万円単位	万円単位	万円単位	万円単位	万円単位	円単位	万豪ドル単位	万豪ドル単位		
1年	9.5	9.1	729	821	912	1,003	1,094	109.61	10.0	8.3	9.9	
2年	9.7	9.3	751	845	939	1,033	1,127	106.42	10.0	8.6	10.1	
3年	10.0	9.6	774	871	967	1,064	1,161	103.32	10.0	9.0	10.3	
4年	10.2	9.9	797	897	996	1,096	1,196	100.31	10.2	9.4	10.5	
5年	10.5	10.2	821	924	1,026	1,129	1,232	97.38	10.5	9.7	10.7	
6年	10.7	10.5	846	951	1,057	1,163	1,269	94.55	10.7	10.1	10.9	
7年	11.0	10.8	871	980	1,089	1,198	1,307	91.79	11.0	10.5	11.2	
8年	11.3	11.2	897	1,009	1,122	1,234	1,346	89.12	11.3	11.0	11.4	
9年	11.6	11.5	924	1,040	1,155	1,271	1,386	86.53	11.6	11.4	11.6	
10年	11.9	11.9	952	1,071	1,190	1,309	1,428	84.00	11.9	11.9	11.9	
Aの場合	15年	11.9	11.6	929	1,045	1,161	1,277	1,394	86.08	11.9	11.0	11.6
	20年	11.9	11.9	953	1,072	1,191	1,310	1,430	83.92	11.9	11.9	11.9
Bの場合	15年	13.4	13.1	1,051	1,183	1,314	1,446	1,577	76.07	13.4	12.5	13.8
	20年	15.2	15.2	1,219	1,371	1,523	1,676	1,828	65.63	15.2	15.2	15.2
Cの場合	15年	14.1	13.8	1,104	1,242	1,380	1,518	1,656	72.45	14.1	13.1	14.4
	20年	16.7	16.7	1,343	1,511	1,679	1,847	2,015	59.55	16.7	16.7	16.7

※A～Cの場合とは、10年後の積立利率計算基準日に積立利率が次の水準で更改された場合をいいます。A:最低保証積立利率(0.01%)で更改
※記載の数値は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日時点の概算金額を表示しています。また、積立金額・解約払戻金額・死亡保

積立利率 **3.5%** の場合

【指定通貨】豪ドル 【基本保険金額】10.0万豪ドル
【円入金特約レート】1豪ドル=100円 【円払込金額】1,000万円
【契約年齢】15歳～75歳まで

経過 年数	積立金額 市場金利調整率が ゼロの場合の解約 払戻金額	解約払戻金額 ① 解約時の 積立利率の 変動幅が 0% の場合	解約払戻金額 ① の場合							解約払戻金額 ② 解約時の 積立利率の 変動幅が +1% の場合	解約払戻金額 ③ 解約時の 積立利率の 変動幅が -1% の場合	
			円換算額 為替レート(1豪ドルあたり)が以下の場合					損益分岐 為替 レート	死亡 保険金額			
			80円	90円	100円	110円	120円					
	万豪ドル単位	万豪ドル単位	万円単位	万円単位	万円単位	万円単位	万円単位	円単位	万豪ドル単位	万豪ドル単位		
1年	9.6	9.2	737	829	921	1,013	1,106	108.50	10.0	8.4	10.0	
2年	9.9	9.5	766	862	958	1,054	1,150	104.33	10.0	8.8	10.3	
3年	10.3	9.9	797	897	996	1,096	1,196	100.32	10.3	9.3	10.6	
4年	10.6	10.3	829	933	1,036	1,140	1,244	96.46	10.6	9.7	10.9	
5年	11.0	10.7	862	970	1,078	1,186	1,293	92.75	11.0	10.2	11.3	
6年	11.4	11.2	897	1,009	1,121	1,233	1,345	89.18	11.4	10.7	11.6	
7年	11.8	11.6	932	1,049	1,166	1,282	1,399	85.76	11.8	11.3	12.0	
8年	12.2	12.1	970	1,091	1,212	1,334	1,455	82.45	12.2	11.8	12.3	
9年	12.6	12.6	1,009	1,135	1,261	1,387	1,513	79.28	12.6	12.4	12.7	
10年	13.1	13.1	1,049	1,180	1,311	1,443	1,574	76.23	13.1	13.1	13.1	
Aの場合	15年	13.1	12.8	1,024	1,152	1,280	1,408	1,536	78.12	13.1	12.1	12.8
	20年	13.1	13.1	1,050	1,181	1,313	1,444	1,575	76.16	13.1	13.1	13.1
Bの場合	15年	15.5	15.2	1,216	1,368	1,520	1,673	1,825	65.75	15.5	14.4	15.9
	20年	18.5	18.5	1,480	1,665	1,850	2,035	2,220	54.04	18.5	18.5	18.5
Cの場合	15年	16.3	15.9	1,276	1,436	1,596	1,755	1,915	62.65	16.3	15.2	16.7
	20年	20.3	20.3	1,629	1,833	2,037	2,240	2,444	49.09	20.3	20.3	20.3

改、B:契約日の積立利率と同率で更改、C:契約日の積立利率を1.00%上回る積立利率で更改
除金額は、千豪ドル未満、万円未満を切捨てにより表示しています。

- 解約時の積立利率の変動幅とは、次の(イ)から(ア)を差引いた幅をいいます。
(ア)当該契約に適用されている積立利率
(イ)解約時にご契約時と同じ契約年齢で新たにこの保険に加入した場合に適用される積立利率(解約時積立利率)
※市場金利調整率がゼロの場合とは、上記(イ)が(ア)より0.5%低い場合をいいます。
参照 解約払戻金額の計算方法および市場金利調整率の詳細は、「**注意喚起情報 P.19**」をご覧ください。
- 解約払戻金額②、解約払戻金額③については、解約時積立利率[上記(イ)]が、契約時(更改時)積立利率と比べて上昇または下落した場合に解約払戻金額がどのように変動するかを例示したものです。

- 例示の積立利率および変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の積立利率および変動幅が例示の範囲を超える場合があります。
- 解約払戻金の円換算額は、円入金特約レートが1豪ドル=100円であると仮定し、±20円の為替レートが推移した場合の例となります。解約時における実際の為替レートは例示の範囲を超えることがあります。また、円でお受取りになる場合には、解約日等における円支払特約のレートが適用されます。参照 円入金特約、円支払特約の詳細は、「**契約概要 P.10**」をご覧ください。
- 損益分岐為替レートとは、解約払戻金額を円換算した場合に円払込金額と同一水準となる為替レートを指します。
- 指定通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。

円建終身保険への変更について

目標金額到達による自動変更

ご契約者が目標値を指定し、目標金額を決めます。

●基本保険金額（一時払保険料）の円換算額（判定基準金額*1といいます。）を100%とし、それに対する目標値を105%～200%の間から指定することで円建の目標金額を決めます。（目標値の指定は必須ではありません。）

※目標値は5%刻みで自由に指定できます。
※円建終身保険への変更前であれば、いつでも目標値を指定・変更・取消することができます。

$$\text{目標金額} = \text{判定基準金額}^{*1} \times \text{目標値 (105\% \sim 200\%)}$$

基本保険金額（一時払保険料）× 日本生命に着金した日*2の日本生命所定の為替レート（TTM+50銭）

*1 円入金特約を付加した場合は、円払込金額となります。

*2 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

参照 TTMの詳細は、「注意喚起情報 P.24」をご覧ください。

日本生命を毎営業

- 判定は契約日から1年を経過した日以後、毎営業日*3行います。
- 判定日における自動的に円建終

$$\text{解約払戻金の円換算額} =$$

*3 祝日、12/31～1/3

参照 日本生命所定

が目標金額の到達状況日判定します。

ら1年を経過した日以後、毎営業日*3行います。
解約払戻金の円換算額が目標金額に到達した場合、身保険へ変更します。

$$\text{判定日における解約払戻金額 (指定通貨建)} \times \text{判定日における日本生命所定の為替レート}$$

を除く月～金曜日をいいます。（2018年10月現在）
の為替レートについては、「注意喚起情報 P.14」をご覧ください。

目標金額に到達した場合、円建終身保険へ変更します。

- 目標金額到達時の解約払戻金の円換算額を積立金として、円建終身保険へ自動的に変更します。*4*5*6
- 変更後の死亡保険金額・解約払戻金額は円建で確定し、積立金額と同額となります。（解約時に市場金利調整は適用されません。）

参照 解約払戻金額の詳細は、「注意喚起情報 P.19」をご覧ください。

⚠ ご注意

*4 市場金利や為替レートの変動によっては、目標金額に到達しないこともあります。

*5 変更後の積立金に適用される利率は変更前の通貨ごとに定める積立利率とは異なります。

参照 詳細は、「注意喚起情報 P.23」をご覧ください。

イメージ図（目標金額に到達した場合）

※以下のイメージ図は、将来の積立金額・解約払戻金額・死亡保険金額の推移をお約束するものではありません。
なお、解約払戻金額（解約払戻金の円換算額）の波線は、市場金利・為替レートが変動（上昇・下降）したと仮定して記載しています。

指定通貨を選択

米ドル ユーロ 豪ドル

円

※「円入金特約」を付加することによって、一時払保険料を円で払込みいただけます。

P.10 参照



ご契約者のお申し出による変更

- 目標値の指定の有無にかかわらず、契約日から1年を経過した日以後であればいつでも、ご契約者のお申し出により解約払戻金の円換算額*7を積立金額として円建終身保険へ変更することができます。*6（お申し出による変更の場合、完備された書類を日本生命が受付けた日*8が変更日となります。）



ご注意

●円建終身保険へ変更時の市場金利や為替レートの変動により損失が生じることがあります。

- *7 解約払戻金額は、変更日における積立金額（指定通貨建）に市場金利調整を適用して計算されますので、解約払戻金の円換算額は一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。
- *8 為替レートは日々変動していますので、変更日における為替レートにより円換算した解約払戻金額が、お申し出時の為替レートにより円換算した金額を下回ることがあります。

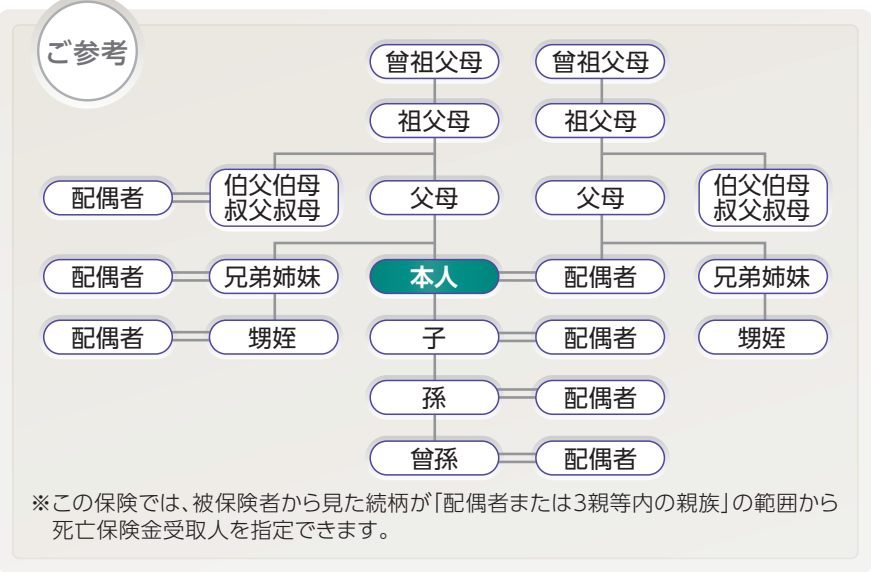
- 保険期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金をお受取りいただけます。
- 死亡保険金額は、被保険者が亡くなられた日における基本保険金額・積立金額・解約払戻金額のうちいずれか大きい金額となります。
- 円建終身保険へ変更後の死亡保険金額は被保険者が亡くなられた日における積立金額と同額となります。

生命保険で資産をのこすポイント

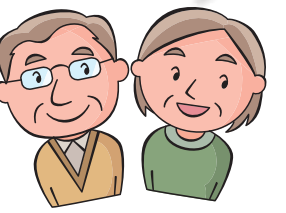
1 お金に宛名をつけられます。

指定した死亡保険金受取人に死亡保険金をお受取りいただけます。

保険金請求権は、判例上、保険金受取人固有の権利とされています。
※ただし、相続人との間で著しい不公平が生じる場合、全額受取れない可能性があります。

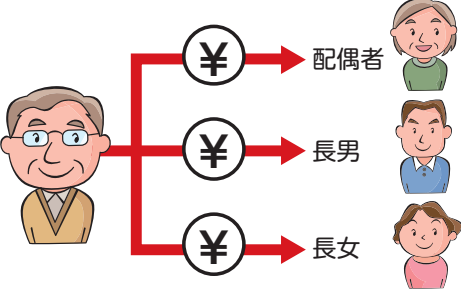


- 苦勞を共にした妻(夫)に
- 家業を引継ぐ長男に
- 離れて住んでいる娘に
- 可愛い孫のために
- 同居している長男の妻に
- 世話になっている甥・姪に



死亡保険金のお受取方法について

複数の死亡保険金受取人を指定いただいた場合、死亡保険金を代表者の口座にお支払いするほか、受取人ごとの口座にお支払いすることもできますので、大切な資産をスムーズに引継げます。



2 すぐに使える お金の準備ができます。

相続時にすぐに使える資金を現金で準備できます。

生命保険金は、原則遺産分割協議の対象外です。^{*1}
死亡保険金受取人からの請求により、一週間程度^{*2}で、死亡保険金の受取りが可能です。

^{*1} ただし、相続人との間で著しい不公平が生じる場合、全額受取れない可能性があります。
^{*2} ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

契約概要



契約概要について

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「[ご契約のしおり一定款・約款](#)」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

- 引受保険会社 日本生命保険相互会社
- 本店住所 〒541-8501 大阪府中央区今橋3-5-12
- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料) [受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ

<http://www.nissay.co.jp>

日本生命 検索

2 保険のしくみ

- **名称** ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)
- **特徴** この保険は、通貨に応じて定める各国国債の利回り等をもとに積立利率を定め、その利率を10年ごとに更改し、積立金額を増加させる指定通貨建の終身保険であり、以下の特徴があります。

- ・ 通貨の種類は、米ドル・ユーロ・豪ドルの中から、ご契約時に1つ指定いただきます。指定した通貨を指定通貨といい、この保険にかかる金銭の授受は、原則、指定通貨にて行います。

※ご契約後、指定通貨を変更することはできません。

- ・ 目標値を指定することで、契約日から1年を経過した日以後に解約払戻金の円換算額が目標金額(判定基準金額に目標値を乗じた金額)以上になった場合、自動的に円建終身保険へ変更します。また、契約日から1年を経過した日以後であればいつでも、ご契約者のお申し出により、円建終身保険へ変更することができます。
- ・ 円建終身保険へ変更後の積立金額は、変更日の解約払戻金の円換算額をもとに変更日において日本生命が定める所定の利率にもとづいて計算した金額となります。また、死亡保険金額や解約払戻金額は積立金額と同額となります。

- ・ この保険は、積立金を指定通貨に応じて定める各国国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約時の解約払戻金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)は一時払保険料や一時払保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**
- ・ 為替レートは日々変動していますので、**死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 この保険のイメージ図は、「商品パンフレット P.1～2、5～6」をご覧ください。

3 保障内容(死亡保険金)

- 被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金(死亡日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)をお支払いします。
※円建終身保険へ変更後の死亡保険金額は死亡日における積立金額と同額となります。

〔死亡保険金をお支払いできない場合〕

- 例えば、責任開始の日から3年以内の自殺の場合やご契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡保険金のお支払事由に該当した場合には、お支払いできません。

参照 その他の事例についての詳細は、「[ご契約のしおり一定款・約款](#)」をご覧ください。

※死亡保険金額の数値等の詳細は、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

4 付加できる特約

円入金特約

- 一時払保険料を円でお払込みいただける特約です。
- 円でお払込みいただいた金額(円払込金額)を、日本生命が円払込金額を受領する日*1における所定の為替レートを適用して指定通貨に換算し、その換算額を基本保険金額として定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。

*1 適用日に行き替わりの為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

円支払特約

- 死亡保険金、解約払戻金等のお支払請求の際、死亡保険金や解約払戻金等を円で受取ることができる特約です。
- 死亡保険金・解約払戻金の円換算にあたっては、下表の適用日における所定の為替レートを適用します。

項目	為替レート適用日*1
死亡保険金	日本生命が所定の書類を受付けた日*2
解約払戻金	解約払戻金計算基準日(解約の場合は解約日、減額の場合は減額日)*2

*2 保険金支払事由発生時または解約(減額)のお申し出時から日本生命が所定の書類を受付けるまでの期間における為替レートの変動リスクについては、ご契約者または受取人に帰属します。

参照 円入金特約・円支払特約にかかる日本生命所定の為替レートについては、「[注意喚起情報 P.14](#)」をご覧ください。

参照 円入金特約・円支払特約の詳細は、「[ご契約のしおり一定款・約款](#)」をご覧ください。

5 解約払戻金

- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部はご契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、**解約時の解約払戻金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)は一時払保険料や一時払保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 上記に加え、為替レートの影響を受けます。詳細は、「**注意喚起情報 P.24**」をご覧ください。

※円建終身保険へ変更後に解約する場合は、市場金利調整を適用せず、解約日における積立金額と同額をお支払いします。(為替レートの影響も受けません。)

- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。

参照 詳細は、「**注意喚起情報 P.19**」をご覧ください。

6 為替リスク

- 為替レートは日々変動していますので、**死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 詳細は、「**注意喚起情報 P.24**」をご覧ください。

7 お客さまにご負担いただく諸費用等

参照 詳細は、「**注意喚起情報 P.14**」をご覧ください。

8 ご契約の引受条件(2018年10月現在)

被保険者		契約日の満年齢が15歳以上85歳以下	
基本保険金額 (一時払保険料)	最低	指定通貨で入金する場合	円入金特約を付加して円で入金する場合
		1万米ドル(1,000米ドル単位) 1万ユーロ(1,000ユーロ単位) 1万豪ドル(1,000豪ドル単位)	100万円(10万円単位)
	最高	7億円(円換算)*	
最低保証積立利率		年0.01%	
保険料払込方法		一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)	
保険期間		終身	

*ほかに被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険のご契約がある場合には、その基本保険金額(外貨建の場合は、基本保険金額を円換算した金額)を合算して7億円超は加入できません。

なお、円換算レートについては、契約日が属する年度における日本生命所定の通算為替レートを用います。

※ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

※この保険は通貨に応じて定める各国国債の利回り等によってはお取扱いできない通貨があります。(被保険者の年齢によって停止条件が異なります。)

※上記内容は将来変更する場合があります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に契約申込書にてご確認ください。

9 配当金

- 日本生命の決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に配当金をお支払いします。
- お支払いは、指定通貨ではなく円で行います。
- 配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日*1から日本生命所定の利率*2により計算した利息をつけて積立てます。積立てられた配当金は、次のときにご契約者にお支払いします。
 - ・ご契約者からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき

*1 円建終身保険に変更した場合は、変更日または変更日の年単位の応当日となります。

*2 利率は金利水準等により変動することがあります。

※日本生命の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

※死亡保険金のお支払いによりご契約が消滅した場合、積立てられた配当金は、死亡保険金とともに死亡保険金受取人にお支払いします。

※積立てられた配当金を、指定通貨でお支払いすることはできません。死亡保険金や解約払戻金を指定通貨でお支払いする場合においても、配当金については円にてお支払いします。

注意喚起情報

～ご契約に関する注意事項～

注意喚起情報について

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 特に、死亡保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。

「特にご注意いただきたい事項」		記載ページ
 ご注意	お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。	P.14
 ご注意	解約時の市場金利によって、損失が生じることがあります。	P.15
 ご注意	為替レートの変動によって、損失が生じることがあります。	P.15
1	クーリング・オフ制度 ▶ 制度の利用期間には制限があります。	P.16
2	告知義務等の内容	P.17
3	責任開始(保障の開始)	P.17
4	死亡保険金をお支払いできない場合	P.18
5	解約と解約払戻金 ▶ 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	P.19・20
6	生命保険会社が経営破綻した場合等	P.21
7	預金ではないこと ▶ この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。	P.21
8	相互会社運営	P.22
9	現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合	P.23
10	適用される積立利率	P.23
11	為替リスク	P.24
12	税金の取扱い	P.25
13	ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先	P.26
14	死亡保険金のご請求	P.26

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「[ご契約のしおり—定款・約款](#)」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

 お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。

ご注意

この保険のお客さまにご負担いただく諸費用等は「ご契約締結時の費用」と「保険期間中の費用」の合計額です。また、特定のお客さまには「指定通貨建のご契約に加入することで生じる費用」「円建終身保険へ変更後の費用」等がかかります。

●**ご契約締結時の費用**

ご契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に右記控除率を乗じた金額が差引かれます。

一時払保険料からの控除率
7%

●**保険期間中の費用**

ご契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用等（保険契約関係費といいます）であり、積立利率を定める際に、あらかじめ保険契約関係費率等を控除しております。

現在の積立利率につきましては、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

●**指定通貨建のご契約に加入することで生じる費用**

一時払保険料のお払いの際や、死亡保険金、解約払戻金等のお受取りを指定通貨で行う際、送金手数料、引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

円入金特約、円支払特約を付加する場合、および円建終身保険へ変更する場合、日本生命所定の為替レートを適用します。日本生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

項目	日本生命所定の為替レート (2018年10月時点)
円入金特約を付加して保険料を払込む場合	TTM + 50銭
円支払特約を付加して死亡保険金・解約払戻金等を受取る場合	TTM - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	

※日本生命所定の為替レートは将来変更される可能性があります。

参照 対顧客電信売買相場仲値(TTM)についての詳細は、「[11 為替リスク P. 24](#)」及び「[ご契約のしおり—定款・約款](#)」をご覧ください。

●**円建終身保険へ変更後の費用**

ご契約の維持等に必要な費用であり、変更後の死亡保険金額・積立金額を定める際にあらかじめ控除しております。なお、円建終身保険へ変更後は、当該費用を「●**保険期間中の費用**」に代えて、ご負担いただくこととなります。



ご注意

解約時の市場金利によって、損失が生じることがあります。

- この保険は、積立金を指定通貨に応じて定める各国国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、解約時の解約払戻金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)は一時払保険料や一時払保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。



ご注意

為替レートの変動によって、損失が生じることがあります。

- 為替レートは日々変動していますので、死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

参照 解約払戻金については、「5 解約と解約払戻金 P.19」をご覧ください。

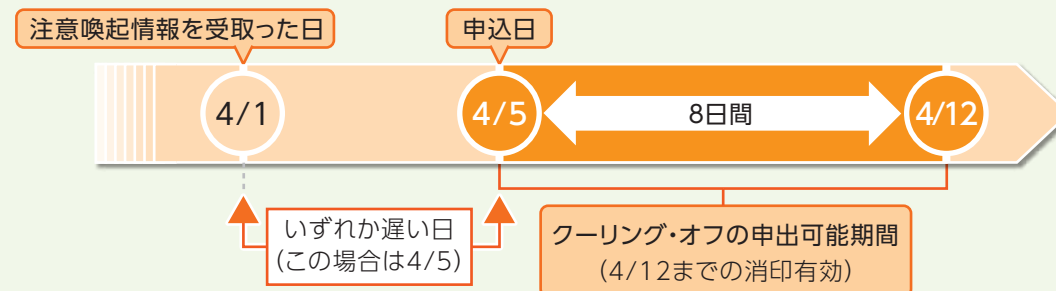
クーリング・オフ制度

ご契約のしおり 5ページ

1

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■クーリング・オフ〈例〉



- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、ニッセイダイレクト事務センター宛にお申し出ください。
- クーリング・オフを行った場合、払込まれた金額は全額払込時の通貨でお返しします。(円入金特約を付加した場合、円により払込まれた金額(円払込金額)は全額円でお返しします。)

■書面に記載いただく事項

- ① お申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- ② 申込番号
- ③ 一時払保険料(円入金特約を付加した場合は円払込金額)
- ④ 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- ⑤ 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- ⑥ 書面作成日
- ⑦ 申込者またはご契約者の住所・電話番号
- ⑧ 申込者またはご契約者の氏名(自署)

■書面の郵送先

〒113-8661
 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
 日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

(記入例)

- 日本生命保険相互会社 行
- ① 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
(理由) ○○○○○○
 - ② 申込番号 ××××××××××
 - ③ 一時払保険料 ×××,×××豪ドル
 - ④ 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店
 - ⑤ 返金先口座 ○○銀行 ○○支店
外貨口座×××××××
口座名義人 ○○○○
 - ⑥ 20××年××月××日
 - ⑦ 住所 ○○県○○市○○町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
 - ⑧ 氏名 日生 太郎

告知義務等の内容

ご契約のしおり 4ページ

2

この保険は、健康状態や職業等についての告知が不要です。

- この保険は健康状態や職業等についての告知が不要です。
- 日本生命または日本生命が委託した者が、お申込内容、または死亡保険金のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

責任開始(保障の開始)

ご契約のしおり 8ページ

3

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料(相当額)のお払込みが完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。

■責任開始(保障の開始)〈例〉

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、お払込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。お払込みが完了した時とは、一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した時をいいます。



- 生命保険募集人*は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。
* 募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。

死亡保険金をお支払いできない場合

ご契約のしおり 23ページ

4

死亡保険金をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 免責事由に該当した場合
 - －責任開始の日から3年以内の自殺
 - －ご契約者または死亡保険金受取人の故意
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

5

解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部はご契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、**解約時の解約払戻金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)は一時払保険料や一時払保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 上記に加え、為替レートの影響を受けます。詳細は、「11 為替リスク P. 24」をご覧ください。

解約払戻金額の計算方法

- 解約払戻金額の計算方法は、以下のとおりです。
解約払戻金額=積立金額×(1-市場金利調整率)
※市場金利調整により解約払戻金額は積立金額より増加する場合もありますが、解約払戻金額が「次の積立利率計算基準日」の前日の積立金額を上回ることはありません。
- 市場金利調整は、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させるための手法です。解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、解約払戻金計算基準日の積立金額との乖離を調整します。その結果、解約払戻金計算基準日の市場金利により、解約払戻金額が増加または減少することがあります。

この保険では、指定通貨に応じて定める各国国債等を中心に運用することで積立金額を増加させますが、一般に国債等の資産価値は、市場金利の動きに応じて変化します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加します。この保険では、積立金の運用資産の価格変動を解約払戻金額の増減に反映させています。

$$\text{市場金利調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率}^{*1}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率}^{*2} + 0.5\%} \right\}^{\frac{\text{残存月数}^{*3}}{12}}$$

*1 適用されている積立利率	解約払戻金計算基準日に当該契約に適用されている積立利率
*2 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率	解約払戻金計算基準日に、ご契約時と同じ契約年齢で新たにこの保険にご加入いただくと仮定した場合に適用される積立利率
*3 残存月数	解約払戻金計算基準日から起算して、次の積立利率計算基準日の前日までの月数(月数未満切上げ)

参照 積立利率についての詳細は、「10 適用される積立利率 P. 23」をご覧ください。

- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。(その場合も市場金利調整が適用されます。)基本保険金額を減額した場合は、積立金額も同時に同じ割合で減額されます。減額後の基本保険金額が1万米ドル・1万ユーロ・1万豪ドルを下回る場合は、減額をお取り扱いできません。

- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。

※円建終身保険へ変更後に解約する場合は、市場金利調整を適用せず、解約日における積立金額と同額を解約払戻金としてお支払いします。基本保険金額を減額する場合も、市場金利調整を適用せず、減額日における積立金額のうち基本保険金額の減額分に対応する積立金額と同額を解約払戻金としてお支払いします。なお、減額後の積立金額が100万円を下回る場合は、減額をお取り扱いできません。

参照 詳細は、「 ご契約のしおり—**一定款・約款**」をご覧ください。

生命保険会社が経営破綻した場合等

ご契約の  40ページ

6

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

7

この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

相互会社運営

ご契約の  44ページ

8

日本生命は相互会社です。
相互会社では、ご契約者が社員となります。

- 日本生命は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

ご契約の **しおり** 7ページ

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低いとき、同一保険料の場合は、通常、死亡保険金額が少なくなります。

適用される積立利率

ご契約の **しおり** 11ページ

この保険は日本生命の責任開始の日が契約日となり、ご契約後当初10年間の積立利率は契約日時点の積立利率となります。

- 積立利率は、毎月2回(1日と16日)、下表の通貨に応じて定める各国国債の利回り等をもとに設定され、ご契約後当初10年間の積立利率は、契約日(一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した日)における積立利率となります。

通貨	通貨に応じて定める各国国債
米ドル	アメリカ合衆国国債
ユーロ	ドイツ連邦共和国国債
豪ドル	オーストラリア連邦国債

- 申込日から契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されます。
- 積立利率は、積立利率計算基準日(10年ごとの契約応当日)に更改され、更改後の積立利率は次の積立利率計算基準日まで10年間保証されます。

※円建終身保険へ変更した場合は、変更日において日本生命が定める所定の利率が適用されます。利率は金利水準等をもとに決定します。

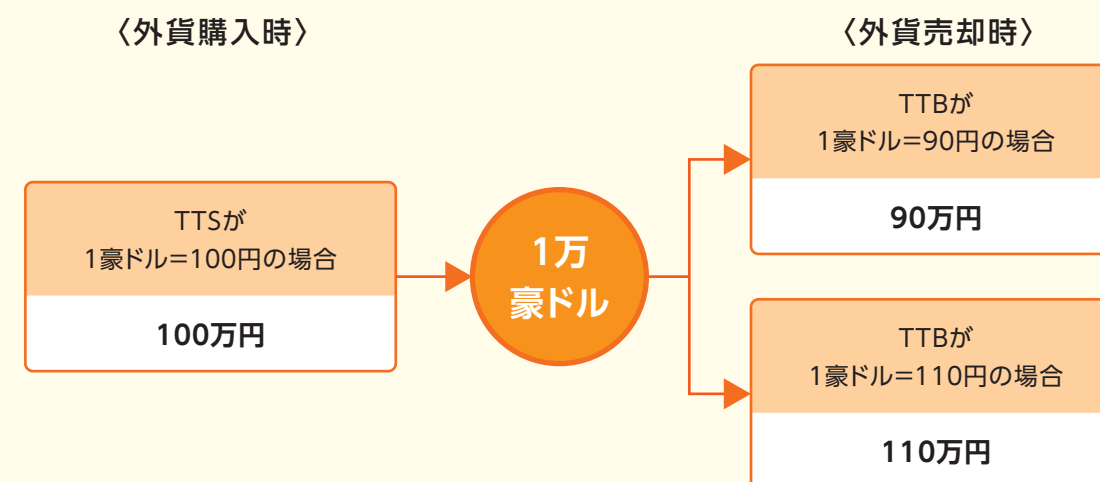
為替リスク

ご契約の **しおり** 12ページ

この保険は外貨建の商品のため、為替リスクがあります。

- 為替レートは日々変動していますので、死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額(解約払戻金の円換算額)が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。
- この保険の為替リスクはご契約者または受取人に帰属します。

為替リスクの例(豪ドルの場合)



- 対顧客電信売相場(TTS)とは、お客さまが銀行等で円を外貨に交換する(外貨を購入する)際に用いられる一般的なレートです。
- 対顧客電信買相場(TTB)とは、お客さまが銀行等で外貨を円に交換する(外貨を売却する)際に用いられる一般的なレートです。
- 対顧客電信売買相場仲値(TTM)とは、銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の間の値となります。

12

この保険の税金についてご確認ください。
(2018年8月現在)

- 以下の内容は、2018年8月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、死亡保険金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
- ※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時	一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。																									
解約払戻金にかかる税金	解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは次のとおりです。																									
	<table><tr><td>解約払戻金と一時払保険料の差額</td></tr><tr><td>所得税(一時所得*1*2)+住民税</td></tr></table> *1 一時所得の課税対象額 = {(解約払戻金)+(配当金)－(一時払保険料)－(特別控除額50万円)}×1／2 ※特別控除額50万円は各々のご契約についてではなく、年間の一時所得合計に対して適用されます。 *2 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。				解約払戻金と一時払保険料の差額	所得税(一時所得*1*2)+住民税																				
解約払戻金と一時払保険料の差額																										
所得税(一時所得*1*2)+住民税																										
死亡保険金にかかる税金	死亡保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。(保険料負担者はご契約者とします。)																									
	<table><tr><th rowspan="2">ご契約内容</th><th colspan="3">ご契約例</th><th rowspan="2">税の種類</th></tr><tr><th>ご契約者</th><th>被保険者</th><th>死亡保険金受取人</th></tr><tr><td>①ご契約者と被保険者が同一人の場合</td><td>本人</td><td>本人</td><td>配偶者(または子)</td><td>相続税*3</td></tr><tr><td>②ご契約者と受取人が同一人の場合</td><td>本人</td><td>配偶者(または子)</td><td>本人</td><td>所得税(一時所得)+住民税</td></tr><tr><td>③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合</td><td>本人</td><td>配偶者(または子)</td><td>子(または配偶者)</td><td>贈与税</td></tr></table> *3 受取人が相続人の場合、相続税法上、他の死亡保険金等と合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)」が適用されます。				ご契約内容	ご契約例			税の種類	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者(または子)	相続税*3	②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者(または子)	本人	所得税(一時所得)+住民税	③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)
ご契約内容	ご契約例			税の種類																						
	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人																							
①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者(または子)	相続税*3																						
②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者(または子)	本人	所得税(一時所得)+住民税																						
③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税																						
外貨建保険の税金のお取扱いについて	この保険は日本で締結された生命保険契約ですので、外貨建の保険料や死亡保険金等の授受にかかる税法上のお取扱いは円建の生命保険契約と同じになります。次の基準により外貨を円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。																									
	<table><tr><th>科目</th><th>為替レート適用日*4</th><th>適用為替レート</th></tr><tr><td>保険料</td><td>日本生命が保険料を受領する日(受領日)</td><td>最終対顧客電信売相場仲値(TTM)</td></tr><tr><td rowspan="2">死亡保険金</td><td>【相続税・贈与税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)</td><td>最終対顧客電信買相場(TTB)</td></tr><tr><td>【所得税・住民税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)</td><td rowspan="2">最終対顧客電信売相場仲値(TTM)</td></tr><tr><td>解約払戻金</td><td>解約払戻金計算基準日 (解約の場合は解約日・減額の場合は減額日)</td></tr></table> *4 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。 ※ 「円入金特約」「円支払特約」を付加された場合は、円により払込まれた金額または受取った金額が基準となります。また、円建終身保険へ変更された場合においても、円により受取った金額が基準となります。				科目	為替レート適用日*4	適用為替レート	保険料	日本生命が保険料を受領する日(受領日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)	死亡保険金	【相続税・贈与税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信買相場(TTB)	【所得税・住民税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)	解約払戻金	解約払戻金計算基準日 (解約の場合は解約日・減額の場合は減額日)									
科目	為替レート適用日*4	適用為替レート																								
保険料	日本生命が保険料を受領する日(受領日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)																								
死亡保険金	【相続税・贈与税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信買相場(TTB)																								
	【所得税・住民税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)																								
解約払戻金	解約払戻金計算基準日 (解約の場合は解約日・減額の場合は減額日)																									

13

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情のお問合せ先についてご確認ください。

- 生命保険に関するご相談・ご照会・苦情につきましては、次の連絡先へお問合せください。
- 日本生命保険相互会社
ニッセイダイレクト事務センター 0120-375-621 (通話料無料)
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情等のお問合せについて

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
- ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

死亡保険金のご請求

14

死亡保険金のお支払事由に該当した場合は、すみやかに日本生命にご連絡ください。
上記の場合だけでなく、お支払いの可能性があらわれる場合やご不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 死亡保険金のお支払事由、ご請求手続等については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 日本生命からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ずご連絡ください。